

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年7月12日条例第29号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>様式第7号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">権利義務の移転許可（承継承認）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">譲渡人 住 所 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">譲受人 住 所 氏 名 印</p> <p>1 普通河川名</p> <p>2 許可の場所 郡 町 大字 字 番地先 市</p> <p>3 許可年月日</p> <p>4 許可指令番号</p> <p>5 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>6 許可事項の概要</p> <p>7 理 由</p> <p>注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。 2 「6」には、河川占用、水利使用、河川生産物採取等の別を記載して、種別ごとに数量、面積等を記入のこと。 3 不要の文字は、抹消すること。 4 相続又は法人の承継の場合は、戸籍抄本又は登記事項証明書を添え、相続人又は承継法人の代表者が申請のこと。</p>	<p>様式第7号（第12条関係）</p> <p style="text-align: center;">権利義務の移転許可（承継承認）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">譲渡人 住 所 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">譲受人 住 所 氏 名 印</p> <p>1 普通河川名</p> <p>2 許可の場所 郡 町 大字 字 番地先 市</p> <p>3 許可年月日</p> <p>4 許可指令番号</p> <p>5 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>6 許可事項の概要</p> <p>7 理 由</p> <p>注1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。 2 「6」には、河川占用、水利使用、河川生産物採取等の別を記載して、種別ごとに数量、面積等を記入のこと。 3 不要の文字は、抹消すること。 4 相続又は法人の承継の場合は、戸籍抄本又は登記簿抄本を添え、相続人又は承継法人の代表者が申請のこと。</p>

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年7月16日条例第13号）の一部改正 第2条に係る部分

新	旧
<p>（登録の申請） 第4条 省略 2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 （1）法人にあつては、その<u>登記事項証明書</u> （2）～（5） 省略</p>	<p>（登録の申請） 第4条 省略 2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 （1）法人にあつては、その<u>登記簿の謄本</u> （2）～（5） 省略</p>

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年10月9日条例第35号）の一部改正 第3条に係る部分

新	旧
<p>（解散の届出等） 第12条 法第31条第4項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する<u>登記事項証明書</u>を添えて知事に提出して行わなければならない。 （1）～（4） 省略 2 法第40条において準用する民法第77条第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に当該清算人の登記をしたことを証する<u>登記事項証明書</u>を添えて知事に提出して行わなければならない。 （1）～（3） 省略 （清算終了の届出） 第14条 法第40条において準用する民法第83条の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書に清算終了の登記をしたことを証する<u>登記事項証明書</u>を添えて知事に提出して行わなければならない。</p>	<p>（解散の届出等） 第12条 法第31条第4項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する<u>登記簿謄本</u>を添えて知事に提出して行わなければならない。 （1）～（4） 省略 2 法第40条において準用する民法第77条第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書に当該清算人の登記をしたことを証する<u>登記簿謄本</u>を添えて知事に提出して行わなければならない。 （1）～（3） 省略 （清算終了の届出） 第14条 法第40条において準用する民法第83条の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書に清算終了の登記をしたことを証する<u>登記簿謄本</u>を添えて知事に提出して行わなければならない。</p>